

山形労働局一般公示第 59 号

登録教習機関の登録の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 14 条、第 61 条第 1 項又は第 75 条第 3 項に規定する「都道府県労働局長が登録した者」として登録したので、労働安全衛生法第 112 条の 2 第 2 項第 1 号、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和 47 年労働省令第 44 号）第 25 条の 3 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関の名称	一般社団法人山形県鳶工業連合会
登録教習機関の住所	山形県寒河江市中央工業団地 176 番地の 10
代表者の職氏名	会長 大沼 有康
技能講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	山形県西村山郡河北町大字溝延字稻荷原 46-1
行うことができる技能講習及び登録番号	玉掛け技能講習 第 106 号
登録年月日	令和 8 年 7 月 28 日
登録の有効期間の満了日	令和 13 年 7 月 27 日

令和 8 年 7 月 28 日

山形労働局長

